

三田市職員の特殊勤務手当条例新旧対照表

現行			改正案		
第1条～第4条 省略 別表(第2条関係)			第1条～第4条 省略 別表(第2条関係)		
種類	支給範囲	支給額	種類	支給範囲	支給額
省略			省略		
衛生業務手当	クリーンセンターに勤務する職員でごみの収集・処理業務に直接従事したとき、環境センターに勤務する職員でし尿の収集・処理業務に直接従事したとき又はクリーンセンターに勤務する技術職員で炉の保守点検業務に従事したとき	日額 950円	衛生業務手当	クリーンセンターに勤務する職員でごみ若しくはし尿の収集・処理業務に直接従事したとき又はクリーンセンターに勤務する技術職員で炉の保守点検業務に従事したとき	日額 950円
クリーンセンター・環境センター作業長手当	クリーンセンター又は環境センターに勤務する作業長及び副作業長	月額 5,500円	クリーンセンター作業長手当	クリーンセンターに勤務する作業長及び副作業長	月額 5,500円
クリーンセンター・環境センター班長手当	クリーンセンター又は環境センターに勤務する班長	月額 3,300円	クリーンセンター班長手当	クリーンセンターに勤務する班長	月額 3,300円
省略			省略		